

公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織)

第2条 法第5条第1項により適用される法第4条第1項第1号または第2号に基づく任期を定めて 教員の任用を行う教育研究組織、職、任期および労働契約の更新（以下「再任」という。）に関する事項は、別表1のとおりとする。

2 法第5条第1項により適用される法第4条第1項第3号に基づく任期を定めて教員の任用を行う大学が定めまたは参画する特定の計画、教育研究組織、職、任期および再任に関する事項は、別表2のとおりとする。

(任用される者の同意)

第3条 任期を定めて任用する場合には、別記様式により任用される者の同意を得なければならない。

(規程の周知)

第4条 この規程を制定または改廃したときは、滋賀県立大学ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程（以下「新規程」という。）の施行前において、滋賀県立大学地域産学連携センター教員の任期に関する規程（平成15年滋賀県立大学規程第67号。以下「旧規程」という。）の規定に基づき任期を定めて任用された者で、新規程施行の際に現に在職する者は、新規程により任期を定めて任用されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任用されたものとみなす者の任期は、新規程別表1の規定にかかわらず、旧規程第4条に定められた任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第2項の規定により任用されたものとみなす者については、旧規程第5条の規定による同意を、新規程第3条の規定による同意とみなす。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この規程（以下「新規程」という。）の施行前に、改正前の公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき任期を定めて任用された者で、新規程施行の際に現に在職する者は、新規程により任期を定めて任用されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任用されたものとみなす者の任期は、新規程別表1の規定にかかわらず、現に発令された任期満了日までとする。
- 4 第2項の規定により任用されたものとみなす者については、旧規程第3条の規定による同意を、新規程第3条の規定による同意とみなす。

付 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

別表 1

教育研究組織	職	任 期	再任に関する事項
地域産学連携センター	教 授 准教授 講 師	5 年	再任可。 ただし、1 回限りとし、 再任された場合の任期は 5 年以内とする。
工学部 ガラス工学研究 センター	教 授 准教授 講 師 助 教 助 手	3 年 ただし、ガラス工学研究 センター寄附講座の存 続期間内に限る。	再任可
全学共通教育推進機構 企画推進部	教 授 准教授 助 教	5 年	再任可
工学部 電子システム工学科 電子応用部門	助 教	3 年	再任可。ただし 1 回限りと し、再任された場合の任期 は、工学部振興基金により 措置された期間とする。

別表 2

大学が定めまたは参画 する特定の計画	教育研究組織	職	任 期	再任に関 する事項
近江環人地域再生学座	環境科学部 環境政策・ 計画学科	准教授	平成 23 年 3 月 31 日 まで	再任不可
	人間文化学部 生活デザイン 学科	准教授	平成 23 年 3 月 31 日 まで	再任不可

